

佐伯市部落差別解消の推進に関する基本方針

佐伯市

I 目的

「部落差別解消の推進に関する基本方針」（以下、基本方針という。）は、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」〔平成28年（2016年）12月16日法律第109号〕の第一条に定められた目的である部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現するため、本市における部落差別の解消の推進に関する方針を定めるものです。

II 基本方針の位置づけ

この基本方針は、部落差別解消推進法に関して、本市における部落差別を解消するための基本的な考え方や方向性を示すものです。

また、本市において部落差別の解消を図るために、「佐伯市人権尊重のまちづくり条例」及び「佐伯市人権施策基本計画」を基調として、部落差別の解消に向けた施策等に関する方針となります。

III 各方針

1 法の周知

部落差別解消推進法の目的を達成するには、この法律を広く市民が理解することが重要であることから、さまざまな場を通じて、市民、企業・団体等に対して周知を行います。

市民へ周知するに当たって、市職員がこの法律を十分に理解し、自らがその責務を自覚し周知に努めるものとします。

(1) 市民

部落差別解消推進法の目的を達成するためには、まず第一に市民が法律の公布・施行されたことを知ることが大切であることから、市民への法律の周知に努めていきます。

周知に当たっては、内容や手法を工夫し、継続的に実施していきます。

(2) 地域、企業・団体等

市民に対しての法律の周知については、地域や企業・団体等の組織を通じて実施することも効果的であるため、自治会、企業、商工会等の団体、「佐伯市人権教育・啓発推進協議会」、「佐伯市社会人権教育研究協議会」等と協力・連携して取り組みます。

(3) 市職員

市民や地域、企業・団体等に対して法律の周知を図るに当たり、法律の周知や理解を求める地方公共団体の職員が法律の趣旨や内容はもとより、法律が成立した背景や経過、本市における被差別部落についての歴史的認識、部落差別に関する取組や経過、関係団体等との連携などを十分認知することが重要です。

そのために、市職員を対象にした部落差別解消推進法、本市の部落差別解消に関する研修等を全ての職場で実施し、職員の部落差別の解消に関する知識の習得及び意識の向上を図ります。

2 相談体制の充実

部落差別解消推進法第四条に定められている相談体制の充実については、部落差別に関する相談に的確に応じるため、本市においては人権・同和対策課が専門窓口として対応するとともに、各振興局とも連携して相談事項の解決に向けた取組に積極的に努めます。

3 教育及び啓発

(1) 教育

部落差別解消推進法第五条に定められている教育については、学校教育と社会教育の様々な場を通じて、部落差別を解消するための教育を一層推進していきます。

学校教育においては、推進体制、教職員研修等の充実に努め、児童生徒の発達の段階に応じた人権・同和（部落差別）教育を全学校で推進します。

また、社会教育においては、推進体制の充実に努めるとともに、部落差別の解消に向けた学習の機会を計画的、系統的に実施するなど、学びの充実に努めます。

(2) 啓発

部落差別解消推進法第一条にある「現在もなお部落差別が存在する」この現状をしっかりと認識し、「部落差別はそっとしておけばなくなる」などの「寝た子を起こすな論」が誤りであることを、今後の啓発活動の重要な課題と捉え、広く市民の共感が得られる施策の展開を図るとともに、様々な場も利用して啓発していきます。

また、各振興局においても、「佐伯市人権教育・啓発推進協議会」の各支部と連携して部落差別の解消に向けた取組を実施していきます。

4 部落差別の実態に係る調査

部落差別解消推進法第六条に基づき、国が部落差別の実態に係る調査を実施する際は、関係団体等とも協議しながら、調査に協力していきます。

また、情報化の進展に伴って部落差別の状況の変化が生じていることから、インターネット等での部落差別の実態把握に努め、国、県、県下市町村及び関係団体等と連携を図り、差別事象の発見に努め対応していきます。

なお、佐伯市人権施策基本計画の基礎情報となる「人権に関する意識調査」を5年ごとに実施し、部落差別の解消を図るための施策等に活用します。

5 推進体制

この基本方針の目的を達成するため、市長を本部長とする佐伯市人権教育・啓発推進本部による全庁体制により、この基本方針に基づき施策等を総合的かつ効果的に推進していきます。

2018年（平成30年）11月6日

佐伯市総務部人権・同和対策課